

## 釜石市産野生わらびの出荷管理の手続きについて（令和7年度から）

出荷制限解除後の出荷管理として、下記のとおりの手続きが必要です。

### 販売するにあたって集出荷者が行う手続き

- 1 市に、
  - ・釜石市産野生わらび集出荷届出書(様式第1号)
  - ・釜石市産野生わらび集出荷者台帳(様式第2号)
  - ・生産者の情報(様式第3号) を提出。
- 2 市が受理し、その写しを集出荷者が受け取ったら、販売可能。また、集荷するたびに、釜石市産野生わらび採取等管理簿(様式第1号別記)を記入。
- 3 販売の際には、商品の近くに品目、採取地、採取日、出荷者の住所・氏名を記載した表を掲示。

### 1 市に届出をする

- ・集出荷者は、集荷する生産者の情報を取りまとめ、釜石市産野生わらび集出荷者台帳(様式第2号。)及び生産者の情報(様式第3号)を作成
- ・台帳、生産者の情報を作成したら、釜石市産野生わらび集出荷届出書(様式第1号。)とともに市に提出
- ・集出荷者は、生産者から集荷したら、その都度、生産者ごとに釜石市産野生わらび採取等管理簿(様式第1号別記。以下、「管理簿」という。)に、採取情報等を記録し管理。管理簿については、市への提出不要

### 2 書類の受理

- ・市は、台帳の記載内容を確認し、不備がなければ届出書の「釜石市確認内容」欄に押印をし、台帳番号を記載の上、届出書の受理。届出書、台帳及び生産者の情報の原本は市で管理することとし、その写しは集出荷者に送付。その時点で販売可能
- ・集出荷者は台帳や生産者の情報の記載内容に変更が生じた場合、その都度、台帳、生産者の情報を変更の上、改めて変更した内容での届出書、台帳、生産者情報を添え、速やかに市に提出(例えば、産直で野生わらびの生産者が増えた等)

### 3 販売する際の表示について

- 集出荷者は、生産者から集荷した場合、台帳に登録済の生産者が登録内容のとおり採取したものであるかを確認（特に採取場所）し、下記の表の参考に、販売単位ごとに品目、採取地、採取日、出荷者の住所・氏名を商品近くに掲示したうえで販売

(参考例)

品 目	釜石市産野生わらび
採取地	釜石市〇〇町
採取日	令和〇年〇月〇日
出荷者住所・氏名	釜石市〇〇町 釜石 太郎

## 問い合わせ先

釜石市 産業振興部 水産農林課 林業振興係 TEL：0193-27-8426